関越自動車道と京葉道路を、関越自動車道の練馬インターチェンジと、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
関越自動車道と東京湾横断・木更津東金道路を、関越自動車道の練馬インターチェンジと、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。
関越自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、関越自動車道の練馬インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
関越自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、関越自動車道の練馬インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と東関東自動車道を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と京葉道路を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と東京湾横断・木更津東金道路を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
東関東自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
東関東自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
京葉道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
京葉道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
東京湾横断・木更津東金道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
東京湾横断・木更津東金道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジを経由して通行する場合。

ループと任意のインターチェンジ相互間を連続して通行する場合（ただし、周回走行を２回以上行う場合は、２回目の周回後の通行を除く。）。（本特例は全自動車のうち、軽自動車等及び普通車に適用する。）

ハ　複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ２倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロの定めにより本割引を適用して算出した額とし、２倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、仙台南部道路が介在する経路の料金を算出するに当たっては、ロの定めによる本割引の適用により算出した額に当該道路の通行料金を加算して行うものとする。

ニ　適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める日から平成26年３月31日までとする。東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間については、⑸①の適用する期間を除く。

⑤　深夜割引

イ　割引をする自動車

午前０時から午前４時までの間に、高速国道又は別表６に掲げる高速道路（Ｆに掲げる高速道路を除く。）を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別表６に掲げる高速道路（Ｆに掲げる高速道路を除く。）の通行料金に適用する。

ただし、平成20年10月14日から平成26年３月31日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）についての割引率は50パーセントとする（平成21年４月29日から平成26年３月31日までの間については休日についても割引率を50パーセントとする。）。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間、均一制区間又は別表６に掲げる各高速道路（Ｆに掲げる高速道路を除く。）の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　その他

横浜横須賀道路については、平成18年10月31日から平成26年３月31日まで本割引を適用する。琴丘能代道路、秋田外環状道路、仙台東部道路、東水戸道路、富津館山道路及び東京湾横断・木更津東金道路の木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間については、平成20年10月14日から平成26年３月31日まで本割引を適用する（休日については、平成21年３月28日から平成26年３月31日まで本割引を適用する。）。深川・留萌自動車道、日高自動車道、百石道路、湯沢横手道路、米沢南陽道路、仙台北部道路、仙塩道路、千葉東金道路、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間及び首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）については、平成21年３月28日から平成26年３月31日まで本割引を適用する。

⑥　通勤割引

イ　割引をする自動車

⑴　対距離制区間等

対距離制区間、別表６のうちＡ若しくはＢに掲げる高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジの区間（キロ程適用日からに限る。）を含む100キロメートル以内の区間（距離の算出に当たっては、別表３に定めるイン